

武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野市立武蔵野温水プール（管理棟を含む。）（以下これらを「市営プール」という。）の今後の整備方針の検討を行うにあたり、有識者の意見を聴取し、又は助言を求めるため、武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は助言を行う。

- (1) 第二期武蔵野市スポーツ推進計画において武蔵野市教育委員会が示した市営プールの整備に関する検討案に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

(構成)

第3条 有識者会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 建築に関する専門家
- (2) スポーツ団体の関係者

(会議)

第4条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 有識者会議は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第5条 有識者会議の委員には、会議1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、教育部生涯学習スポーツ課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。